

平成 2 0 年 2 月

各 位

特別区長会

会長 江戸川区長 多 田 正 見

道路整備財源の確保に関する要請について

平素より、特別区政の運営につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第 1 6 9 回国会に内閣が提出した税制関連法案では、道路特定財源について、税率の特例措置等の適用期限を 1 0 年延長することとされています。一方、民主党が先に示した税制改革大綱では、自動車関係諸税の特定財源全てを一般財源化し、暫定税率を廃止するとしています。

特別区の区域では、人口・企業の極度の集中による放置自転車対策、交通渋滞の緩和、災害時の避難路の確保など、交通、都市基盤等の面で大都市特有の膨大な行政需要を抱えています。

特に、都市計画道路の整備では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、大都市東京の道路ネットワークとしての機能が十分に果たせない状況にあります。

このような状況で、道路特定財源の暫定税率が廃止され財源の確保ができなくなれば、道路整備をはじめとする膨大な都市基盤整備に対応できなくなるばかりではなく、特別区が実施している様々な区民サービスに甚大な影響をもたらすこととなります。

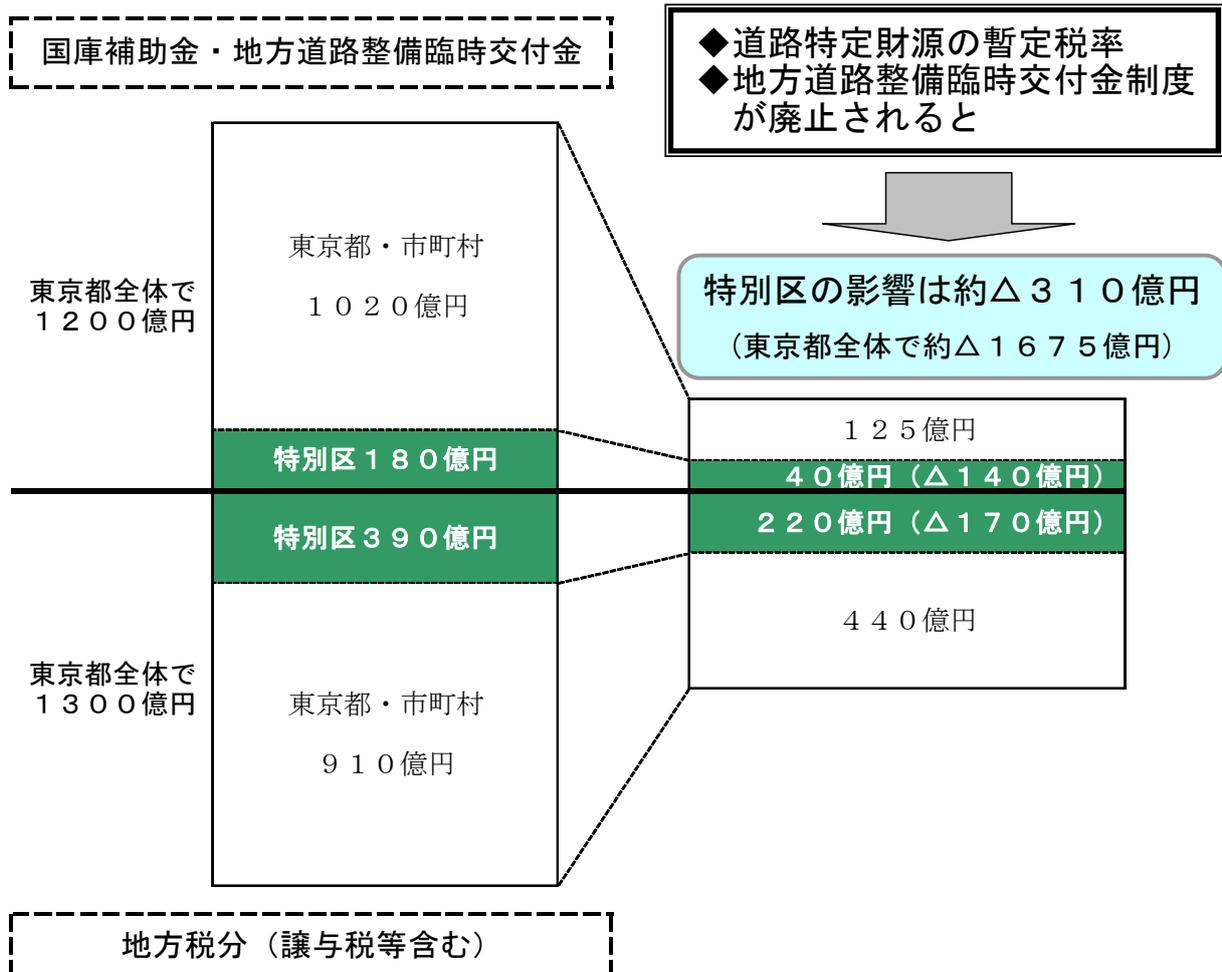
つきましては、以下の事項の実現に向け、格段のご尽力をいただきますようお願いいたします。

- 1 道路特定財源に対する暫定税率を維持するための法案の年度内成立を図ること。
- 2 地域の道路整備に不可欠な地方道路整備臨時交付金制度を維持すること。
- 3 受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に鑑み一般財源化することなく、大都市東京における真に必要な道路整備が計画的・確実に実施できるようにすること。

◇ 特別区は、道路特定財源の暫定税率等の維持を求めます

- 道路特定財源に対する暫定税率を維持するための法案の年度内成立を図ること。
- 地域の道路整備に不可欠な地方道路整備臨時交付金制度を維持すること。
- 受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に鑑み一般財源化することなく、大都市東京における真に必要な道路整備が計画的・確実に実施できるようにすること。

◇ 暫定税率等が廃止されると、特別区への影響は



地方の道路整備を困難にし、地方財政を一層危機に陥れる「暫定税率の廃止」に反対する緊急共同声明

通常国会が召集され、道路財源であるガソリン税等の暫定税率が大きな政治争点となっている。我々地方六団体は、地方の道路整備を困難にし、地方財政を一層危機に陥れる暫定税率の廃止に強く反対し、その維持を求めるものである。

現在地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など国民生活に密接に関わる道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならない、その費用も年々増大している。こうした道路整備のために使われる道路特定財源は、国民の生活の利便、安全・安心、そして地域の活性化にとって不可欠なものである。

現に、住民要望の最も大きいものは道路である。こうしたなか、現行の道路特定財源の暫定税率等が廃止された場合、地方においては年収等の減が約9千億円、地方道路整備臨時交付金の制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。多くの地方自治体では、道路の新設はおろか、着工中の整備も継続できないばかりか、最低限の維持・補修さえできなくなるなど地方の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

そればかりか、既に危機的状況にある地方財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など国民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない。

現在の危機的な地方財政においては、このような国民生活に直結する財源について減税の余地は到底無いのである。この点を率直に訴えたい。

関係各位におかれては、責任ある政党として、貴重な地方の財源について地方自治体や地域の暮らしに与える影響を真摯に直視し、暫定税率を維持するための関連法案を確実に年度内に成立させるよう強く要請する。

平成20年1月21日

地方六団体

全国知事会議 会長 会
全国都道府県議会 会長 会
全国市長会 会長 会
全国市議会 議長 会
全国町村会 会長 会
全国町村議会 議長 会

麻生 渡
家元 夫
佐竹 文
藤田 敬
山本 博
原 之
 男
 一

暫定税率は皆様の安全・安心な生活を支える 道路を守るための貴重な財源です。 国民の皆様のご理解をお願いします。

道路特定財源の暫定税率とは

- ガソリン税や軽油引取税などの道路目的税は、道路整備に使うための暫定措置として、地方税法等で基本税率の約2倍の税率が適用されています。
- 道路特定財源の暫定税率は、地方税法等で期間を限定して定められており、法改正によって今日まで継続されてきました。現在の法律は今年の3月末で期限切れとなります。この暫定税率を維持するための法案が現在開会中の国会で審議されることになっています。

道路特定財源の暫定税率が廃止されると

- 暫定税率を維持するための法案が年度内に法案が成立しない場合には、4月からガソリンや軽油の価格が下がります。生活必需品の価格が上昇している中で、一見、ありがたいことに思えますが、仮にそのまま暫定措置が廃止されると、都道府県と市町村を合わせた自治体全体では、1兆6千億円を超える減収が生じます。
- その結果、道路の整備や維持補修が十分に行えなくなってしまいます。高速道路や幹線道路の建設が進まなくなるだけでなく、都市部における渋滞解消、生活道路の安全対策、道路の除雪、橋りょうの耐震補強なども進まなくなります。道路は荒廃し、最悪の場合、落橋事故などが発生する可能性も否定できません。
- 自治体の財政が悪化する結果、福祉、教育等他の行政サービスを切り詰めなければならず、道路以外の住民サービスの低下も懸念されます。

地方六団体は、必要な道路づくりと道路の安全確保のために、また自治体の提供する住民サービスの質を守るために、道路特定財源の暫定税率を維持することは不可欠であると考えています。国民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

道路特定財源の暫定税率維持が必要な理由

①住民の安全・安心の向上や地域の活性化のため

○道路整備が不十分な地域では、児童・生徒の通学路に歩道やガードレールが設置されていない、救急搬送に時間がかかり、救急救命に不安があるなどの課題を抱えています。

また、高速道路の空白地域では、産業振興や観光振興のために一日も早い高速道路の完成が望まれています。

○都市部の渋滞解消のためには、開かずの踏切の解消や環状道路の整備が必要です。鉄道の連続立体交差化事業に必要な費用の9割は道路特定財源で賄われています。



歩道やガードレールのない通学路



鉄道の連続立体交差化事業

○道路特定財源は道路建設だけでなく、維持管理にも使われています。道路の除雪やガードレールなどの交通安全施設の維持管理も道路特定財源で賄われています。



道路の除雪



巡回車による巡回



橋りょうの補修

○今後 20 年間にわたって高度経済成長期に建設した橋りょう等が続々と更新時期を迎え、大規模な改修が必要になってきます。改修には多大な費用が必要であり、厳しい財政状況のもとで費用を賄うためには、道路特定財源と暫定税率の維持は欠かせません。

②質の高い住民サービスを守るため

○暫定税率が廃止されると、都道府県と市町村の収入は、1兆6千億円を超える減収となります。現在の予算のもとでは、道路の建設はもちろん、維持・管理・補修の費用さえ賄えなくなります。

○暫定税率が廃止されると、他の分野に充てていたはずの税収を道路事業にまわさなければならなくなり、福祉、教育等他の分野の予算を一層切り詰めることになるほか、新たな負担をお願いすることにもなりかねません。